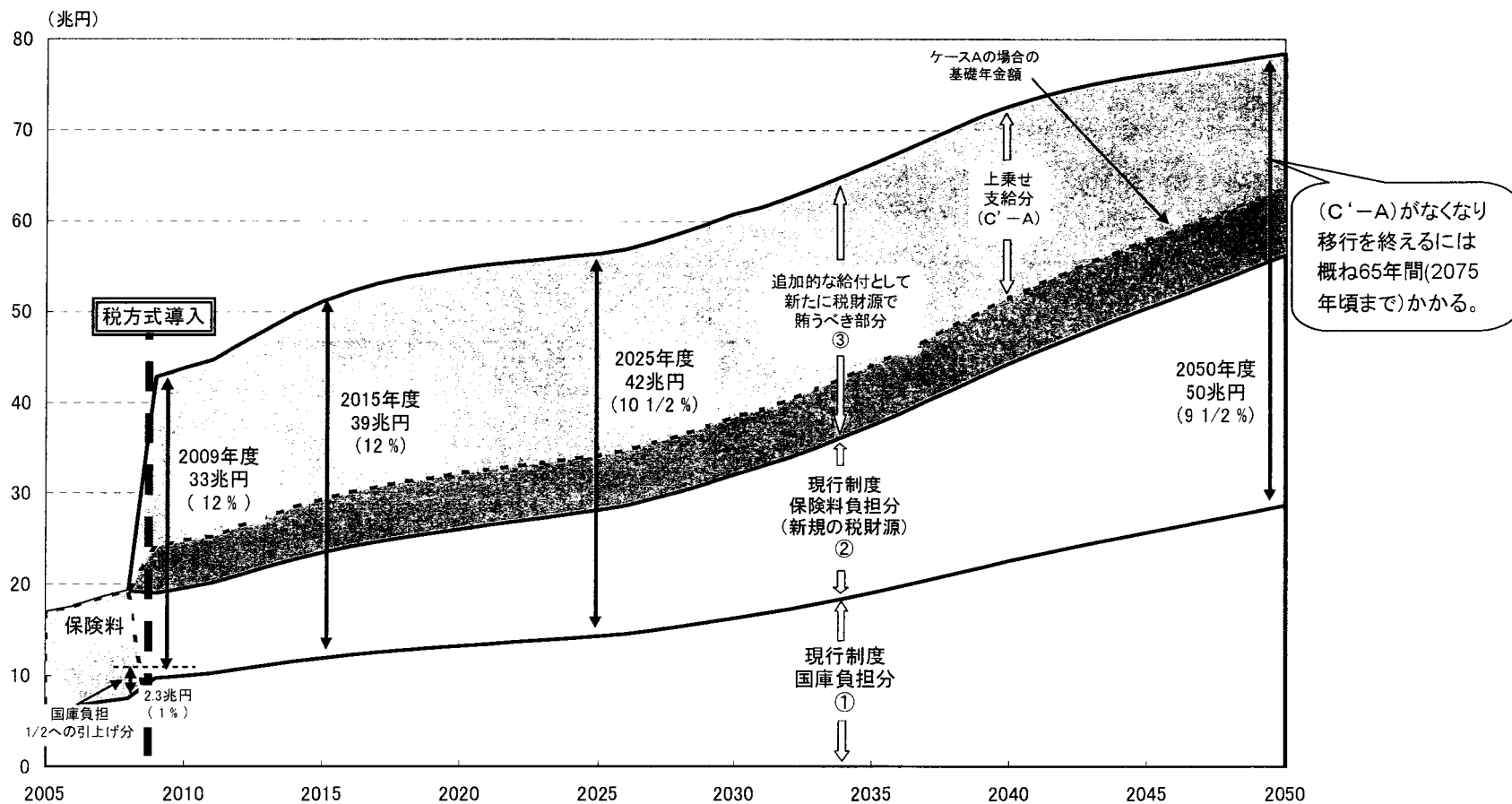


<ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	51	12	12	28	39	12	22
2025	56	14	14	28	42	10 1/2	22
2050	78	29	28	22	50	9 1/2	15

## マクロ試算3-2 基礎年金税方式化への移行にあたり、国庫負担割合を段階的に引き上げ、 20年後に税方式に移行する場合の影響

- 税方式化への移行に関して、ある時点から一斉に税財源に移行するのではなく、2009年度に国庫負担割合を1/2に引き上げた後、20年間かけて国庫負担割合を100%に近づけていく前提とする。
- この場合、各移行パターンについて、20年間は保険料負担が継続し、
  - a ケースAの場合、20年後には保険料の納付の有無に関わらず一律の給付を行うことを明らかにしつつ、保険料負担を求め続けることとなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増がある。
  - b ケースBの場合、概ね65年かかる移行期間が更に20年長くなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増はない。
  - c ケースCの場合、概ね65年かかる移行期間が更に20年長くなる。また、20年後の税方式への切替時の負担増がある。

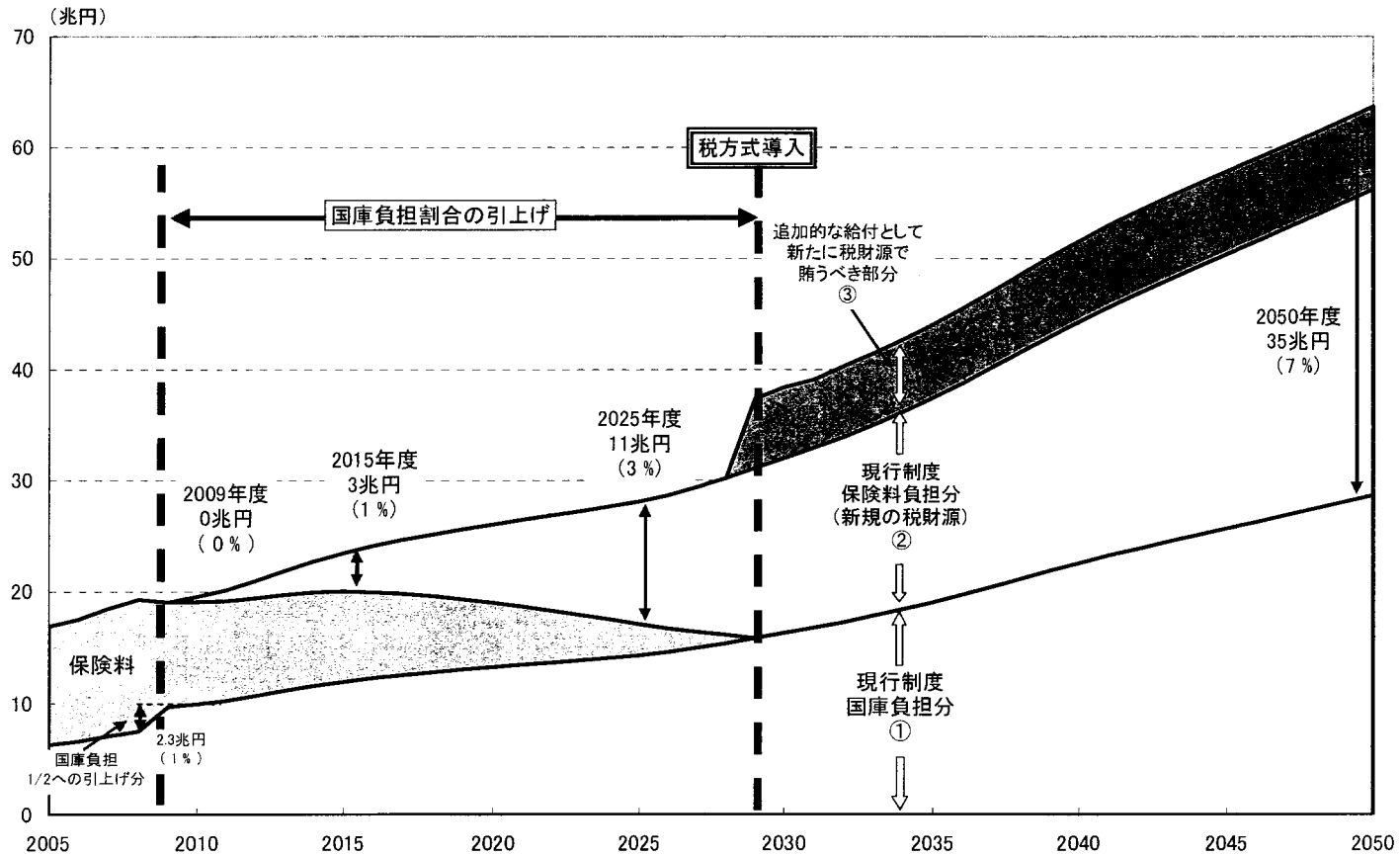
国庫負担割合を段階的に引き上げ、20年後に税方式に移行する場合の保険料と追加税額の推移について

年度	ケースA			ケースB			ケースC			ケースC'		
	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算	保険料	追加税額	消費税率換算
2009年度	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %	9兆円	0兆円	0 %
2015年度	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %	8兆円	3兆円	1 %
2025年度	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %	3兆円	11兆円	3 %
2050年度	0兆円	35兆円	7 %	0兆円	30兆円	6 %	0兆円	49兆円	9 1/2 %	0兆円	62兆円	12 %

※ 経済前提 : ケースII-1、20年間の国民年金保険料納付率の前提 : 80%の場合

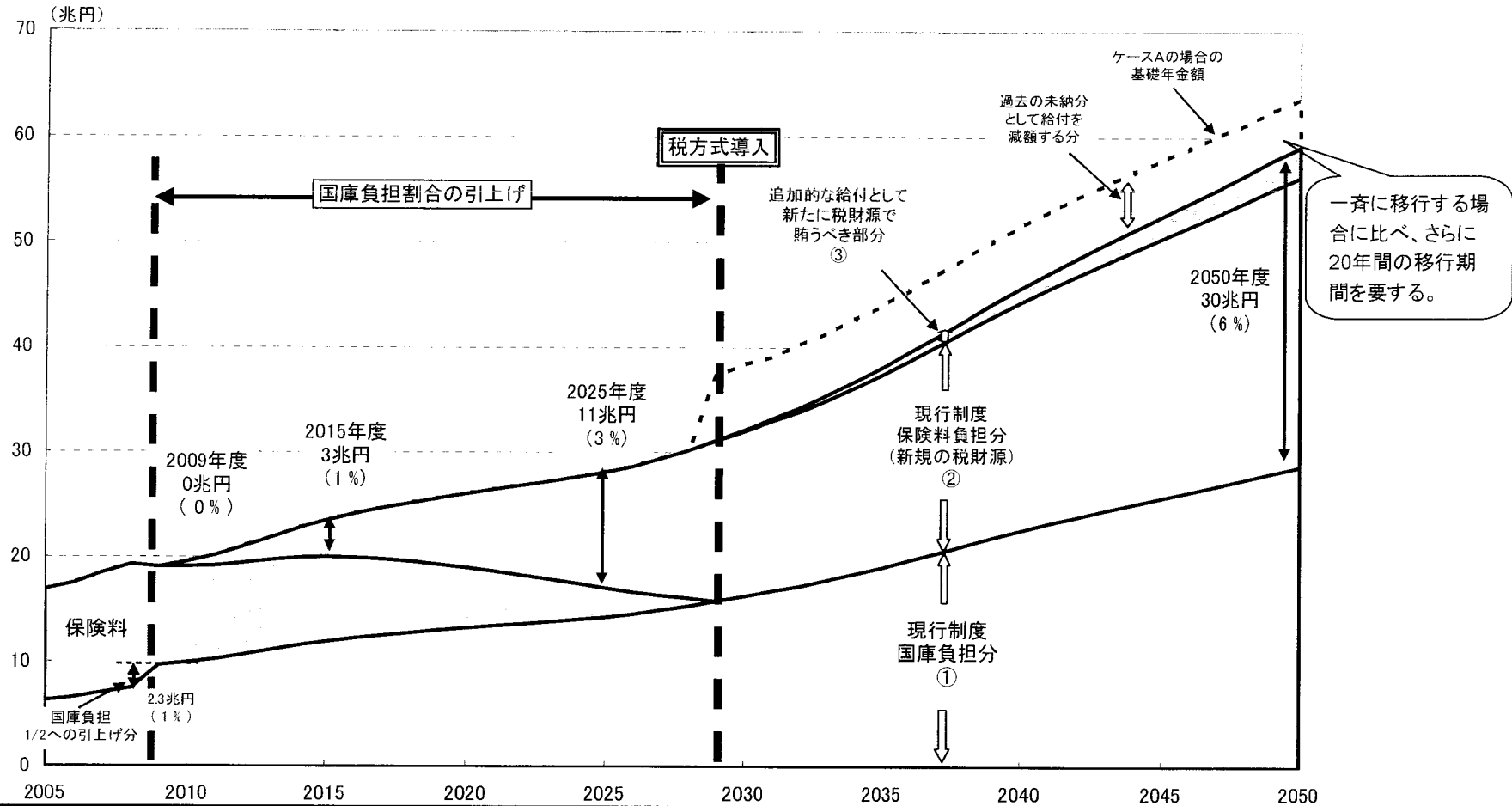
〔 移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果 〕

〈税方式ケースA〉 過去の納付状況に関係なく一律給付



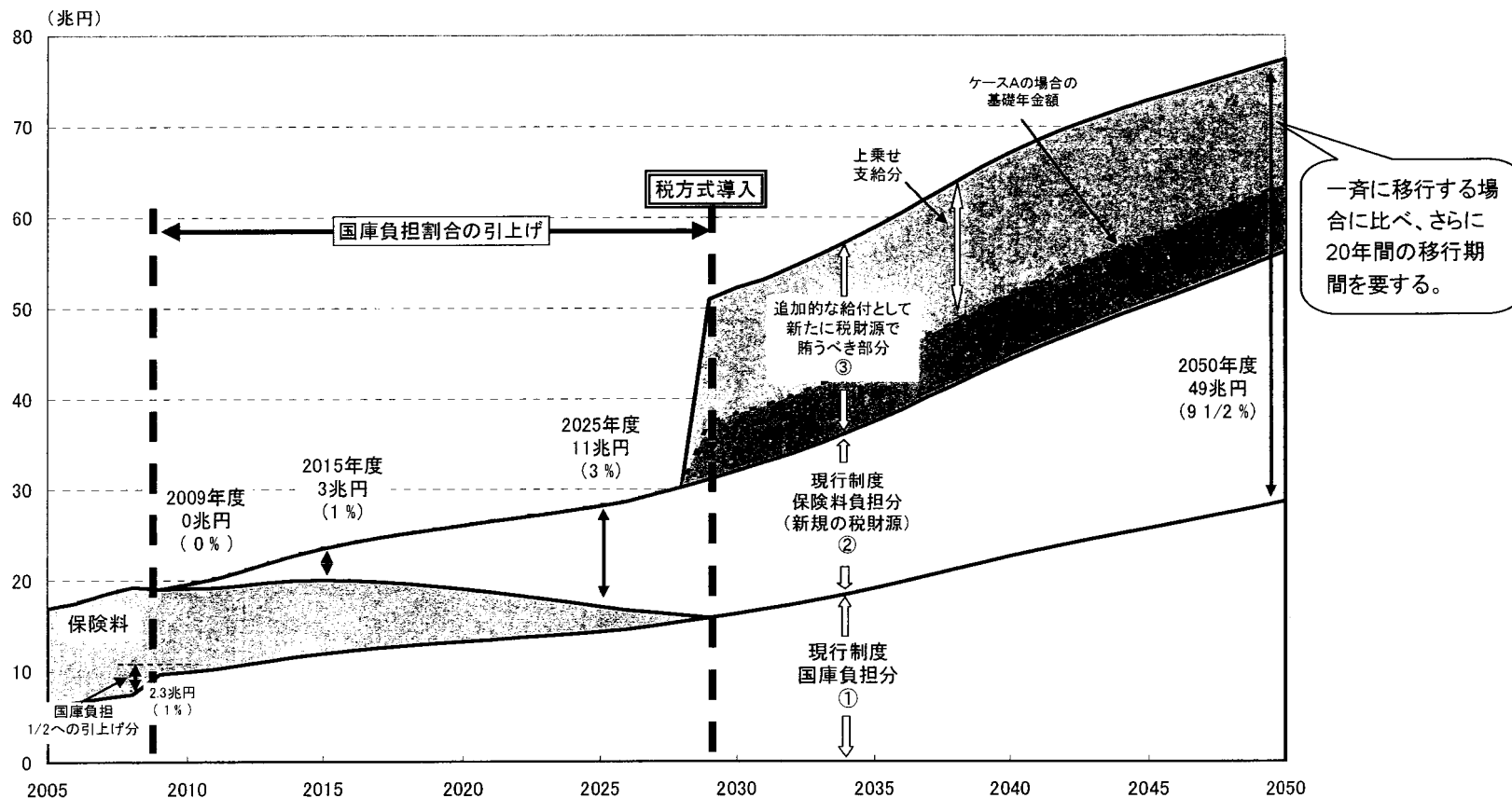
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	移行期間における 保険料収入 ④	追加税額 ②+③-④	消費税率換算 %
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2009	19	10	9	0	9	0	0
2015	23	12	12	0	8	3	1
2025	28	14	14	0	3	11	3
2050	64	29	28	7	0	35	7

### <税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	移行期間における 保険料収入 ④ 兆円	追加税額 ②+③-④ 兆円		過去の未納分 として給付を 減額する分 兆円
						消費税率換算	%	
2009	19	10	9	0	9	0	0	0
2015	23	12	12	0	8	3	1	0
2025	28	14	14	0	3	11	3	0
2050	59	29	28	3	0	30	6	▲ 5

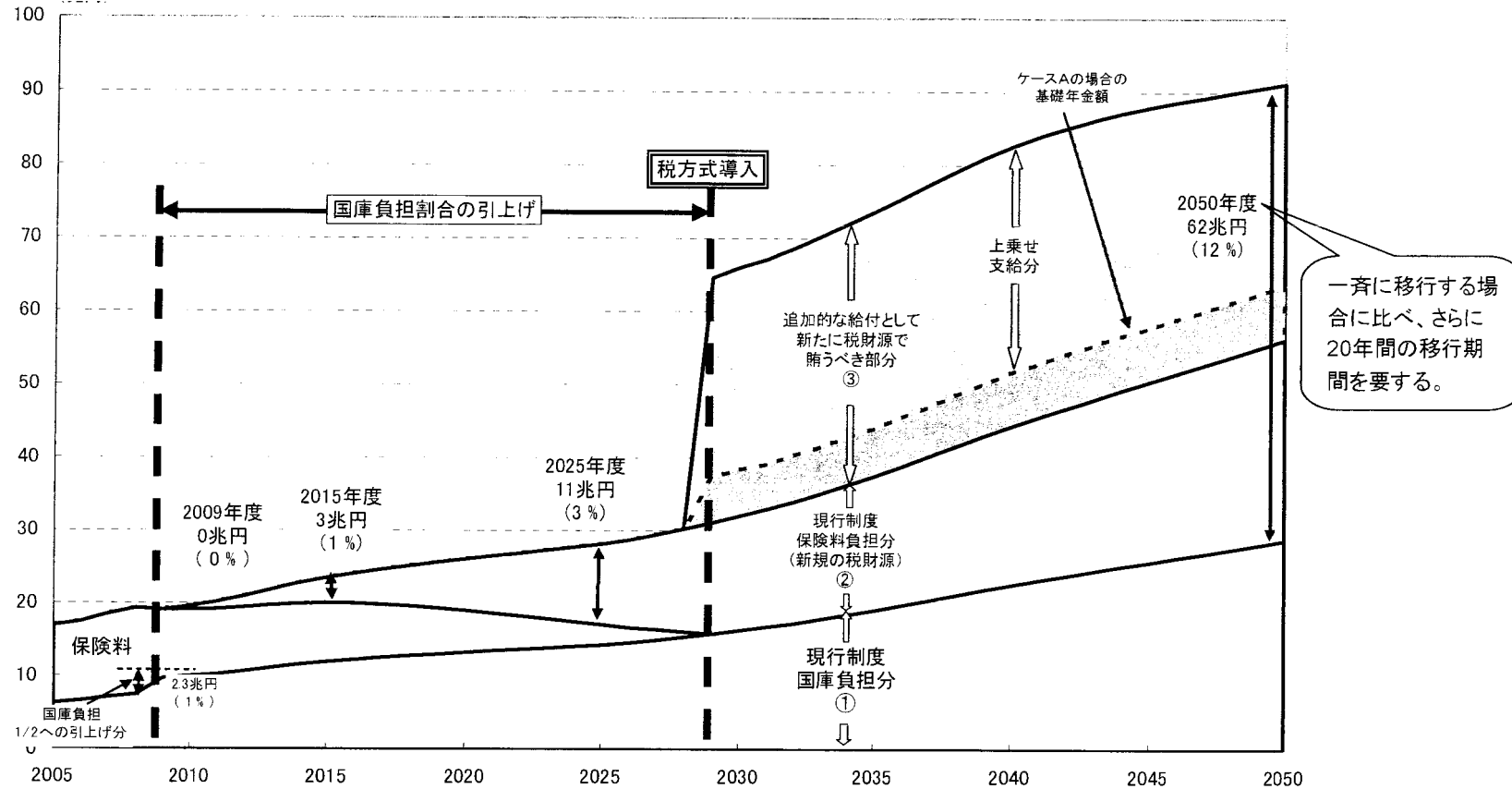
### <税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	移行期間における 保険料収入 ④ 兆円	追加税額 ②+③-④ 兆円	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
								%	
2009	19	10	9	0	9	0	0	0	0
2015	23	12	12	0	8	3	1	0	0
2025	28	14	14	0	3	11	3	0	0
2050	77	29	28	21	0	49	9 1/2	14	14

※ 上記の試算では、当面20年間の保険料納付分については、例えば、国庫負担割合4分の3、保険料負担割合4分の1になったときには、6.6万円の4分の1の1.65万円が支給されるといったように、保険料額に相当する分だけが上乗せ支給されるという前提で計算している。

<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	移行期間における 保険料収入 ④ 兆円	追加税額 ②+③-④ 兆円	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
								%	
2009	19	10	9	0	9	0	0	0	
2015	23	12	12	0	8	3	1	0	
2025	28	14	14	0	3	11	3	0	
2050	91	29	28	35	0	62	12	27	

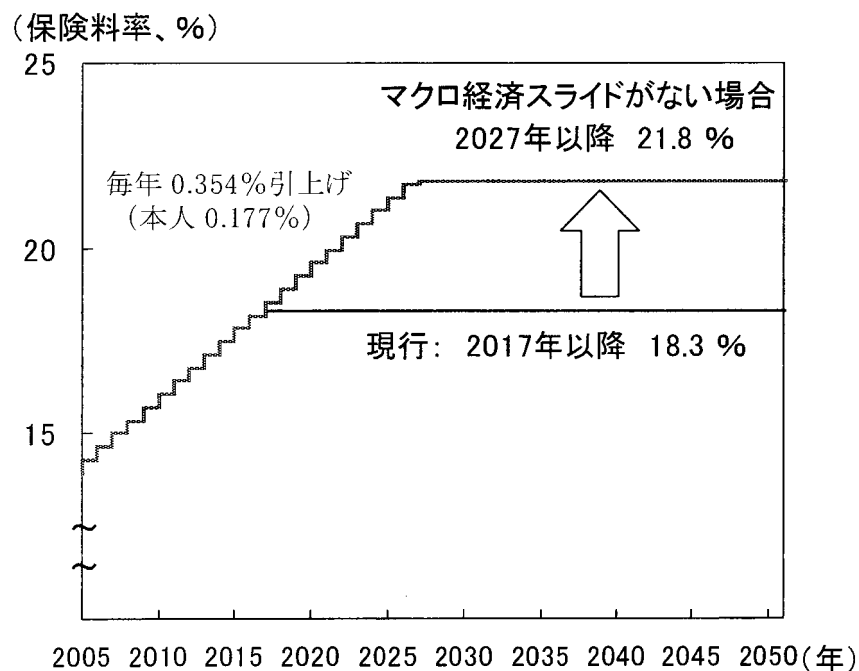
※ このケースの前提として、国庫負担割合が段階的に引き上がり保険料納付分が小さくても、上乗せ支給として6.6万円相当額を支給する案も考えられるが、ここでは、当面20年間の保険料納付分については、保険料負担相当分の給付を支給するケースCの2倍の給付を支給するという前提で計算している。(例えば、国庫負担割合4分の3、保険料負担割合4分の1の場合は、1.65万円×2=3.3万円)

#### (4) マクロ経済スライドを行わない場合

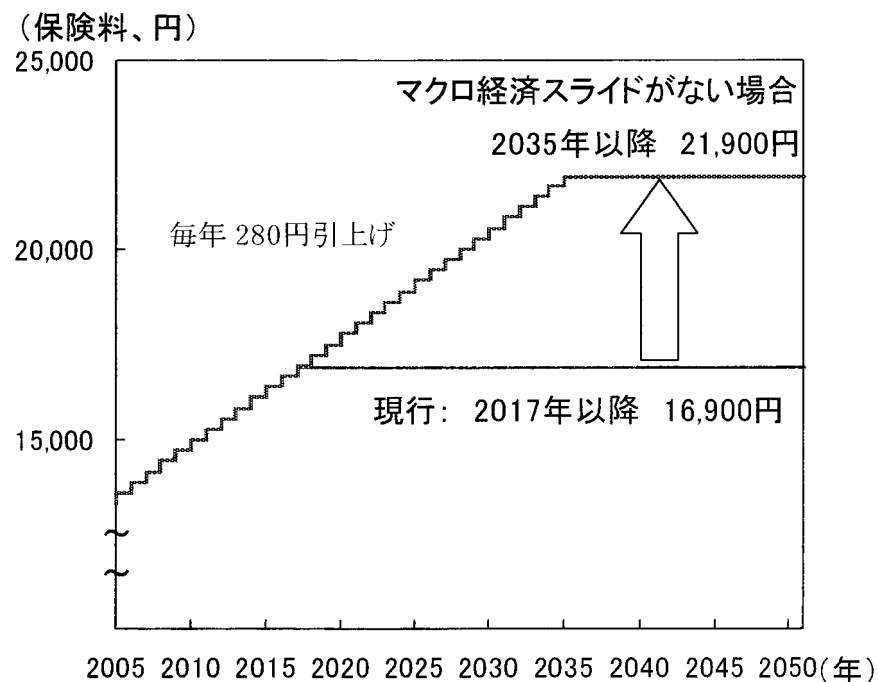
##### マクロ試算4-1 現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合の影響

- 現行制度では、平成16年改正でマクロ経済スライドが導入され、厚生年金の保険料率は18.3%(2017年度～)、国民年金の保険料は16,900円(平成16年度価格、2017年度～)となっている。
- しかし、マクロ経済スライドを行わない場合には、保険料水準の引上げが必要となり、暫定試算・基本ケースでは、厚生年金は21.8%(2027年度～)、国民年金は21,900円(平成16年度価格、2035年度～)となる。

【 厚生年金の保険料率 】

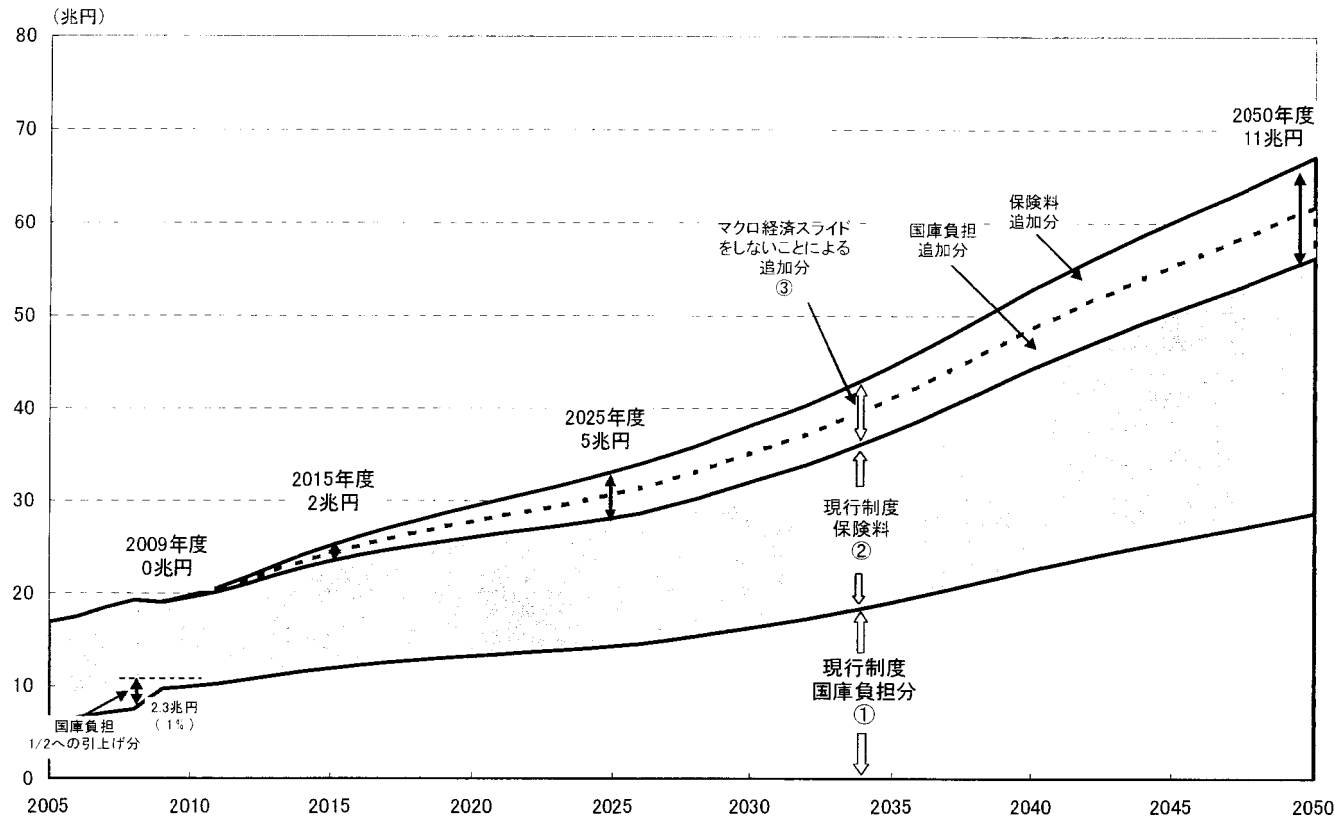


【 国民年金の保険料 】



※ 経済前提 : ケースⅡ-1、国民年金保険料納付率の前提 : 80%の場合

## 現行制度で、マクロ経済スライドを行わず、保険料を引き上げるとした場合における 基礎年金にかかる国庫負担と保険料の推移



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料 ②	マクロ経済スライド をしないことによる 追加分 ③	うち追加分	
					うち国庫負担追加分	うち保険料追加分
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	0	0	0
2015	25	12	12	2	1	1
2025	33	14	14	5	3	2
2050	67	29	28	11	6	5

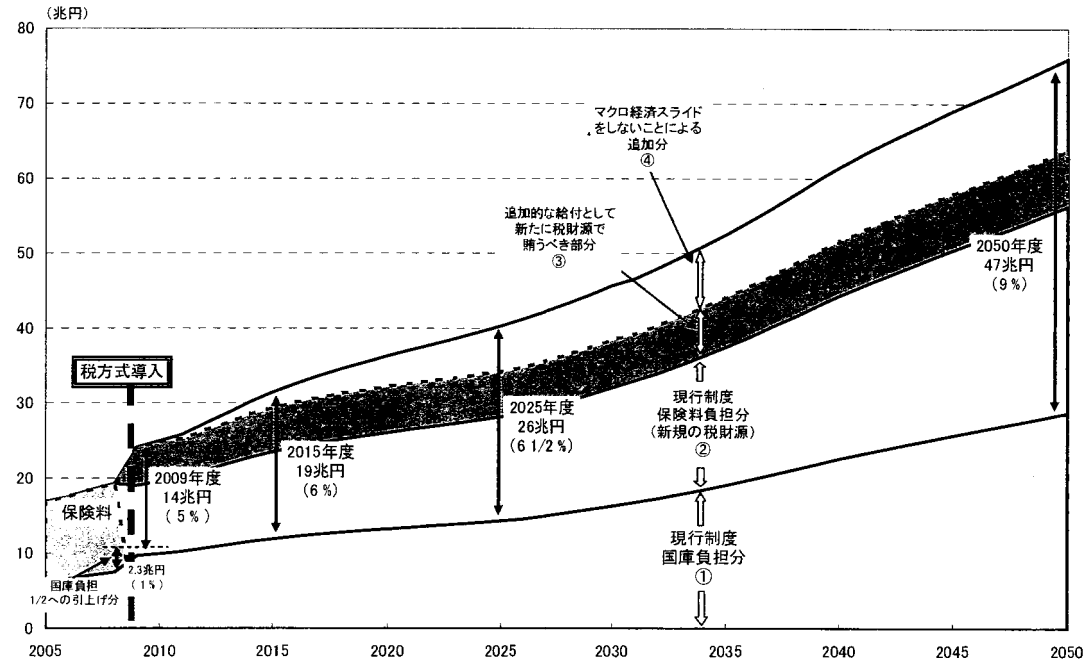
(注) 上記の現行制度保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。



## マクロ試算4-2 税方式化案で、マクロ経済スライドを行わない場合の影響

- 基礎年金を税方式化した場合において、税方式移行後、マクロ経済スライドを行わなければ、さらに、追加の財源が必要となる。(消費税率換算は、2025年度で1 1/2%、2050年度で2 1/2%程度)

〈ケースAの前提でマクロ経済スライドを行わない場合〉



年度	基礎年金 ①+②+③+④	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	マクロ経済スライド をしないことによる 追加分 ④	追加税額 ②+③+④	消費税率換算 %	うち④相当分の 消費税率換算 %
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		
2009	24	10	9	5	0	14	5	0
2015	31	12	12	6	2	19	6	1/2
2025	40	14	14	6	6	26	6 1/2	1 1/2
2050	76	29	28	7	12	47	9	2 1/2

※1 ケースBにおいて、税方式導入後期間に基づく給付についてのみマクロ経済スライドを行わない場合は、④の追加分は小さくなる。

※2 ケースC及びC'において、上乗せ部分についてもマクロ経済スライドを行わない場合は、④の追加分はさらに大きくなる。

※ 経済前提： ケースII-1

## (5) 経済前提を置き換えた場合

### マクロ試算5-1 現行制度で、経済前提を置き換えた場合の影響

- 現行制度において、経済前提を置き換えた場合の影響について、基礎年金給付費の名目額の変化及び最終的な所得代替率の見通しを試算した。

- 現行制度で経済前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

(兆円)

ケース	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
I-1	19	24	31	83	9	12	15	40
I-2	19	24	28	57	9	12	14	28
II-1	19	23	28	56	9	12	14	28
II-2	19	23	28	45	9	12	14	22

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

#### [ 保険料水準 ]

いずれの経済前提の場合においても、保険料水準は、いずれも、

厚生年金 : 18.3% (2017年度～)      国民年金 : 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

#### [ 給付水準 ]

経済前提の各ケースごとのマクロ経済スライドにより調整された給付の最終的な所得代替率は、

ケース I-1	51.5%	ケース I-2	50.7%
ケース II-1	51.6%(暫定試算)	ケース II-2	46.9%

※ 国民年金の納付率の前提は、80%(暫定試算の前提)としている。

## マクロ試算5-2 税方式化案で、経済前提を置き換えた場合の影響

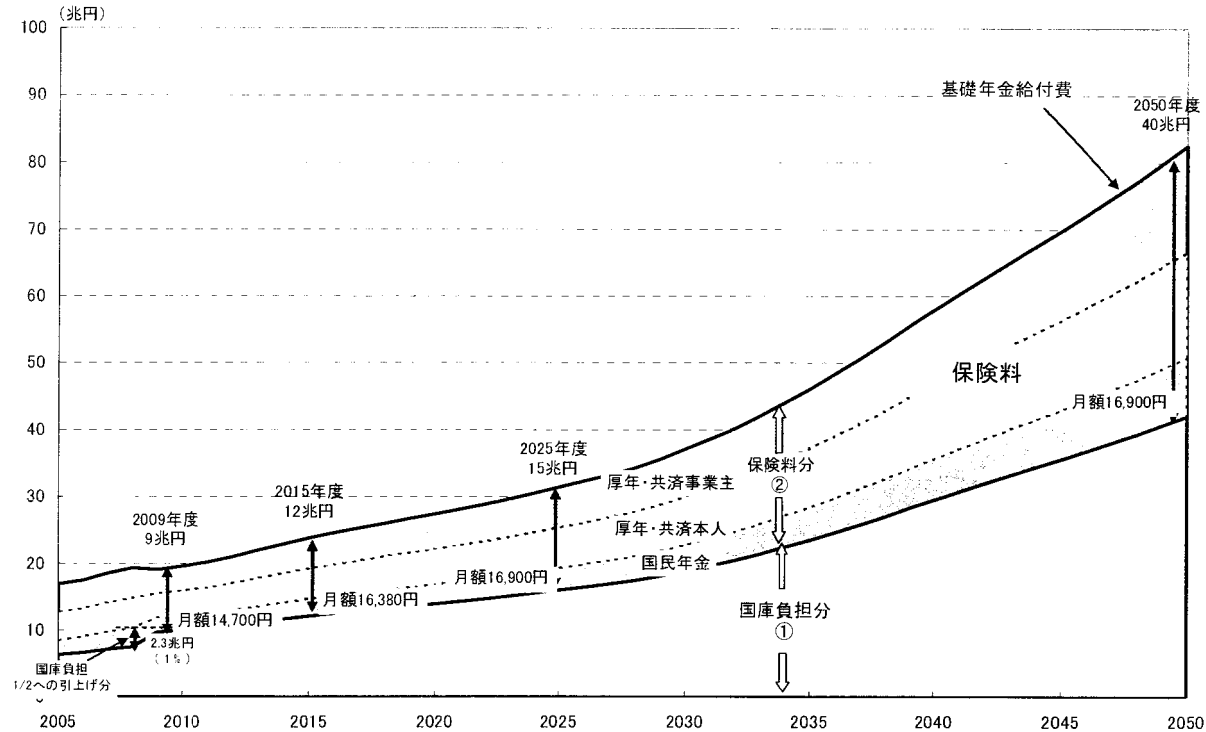
- 税方式化案において、経済前提を置き換えた場合の影響について、基礎年金給付費の名目額は経済の伸びに合わせて大小するが、税方式化した場合の追加的税財源の消費税率換算については、いずれの経済前提においても、結果はほとんど変わらない。
- これは、① 消費税込が経済成長率に連動すると考えられること、② 税方式化案においても現行制度にあわせてマクロ経済スライドを行うこととしていることといった要因による。

○ 現行制度及び税方式化案で経済前提を置き換えた場合の見通し

	基礎年金給付費				追加税財源 〔( )内は現行制度の保険料額〕				消費税率換算				
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050	
(兆円)													(%)
<b>&lt;現行制度&gt;</b>													
I-1	19	24	31	83	(9)	(12)	(15)	(40)					
I-2	19	24	28	57	(9)	(12)	(14)	(28)					
II-1	19	23	28	56	(9)	(12)	(14)	(28)					
II-2	19	23	28	45	(9)	(12)	(14)	(22)					
<b>&lt;ケースA&gt;</b>													
I-1	24	30	38	94	14	18	22	52	5	5	5	6 1/2	
I-2	24	29	35	65	14	17	20	35	5	5 1/2	5	6 1/2	
II-1	24	29	34	64	14	17	20	35	5	5 1/2	5	7	
II-2	24	29	34	51	14	17	20	28	5	5 1/2	5	6 1/2	
<b>&lt;ケースB&gt;</b>													
I-1	19	24	33	90	9	12	17	48	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6	
I-2	19	24	30	62	9	12	15	33	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6	
II-1	19	24	29	61	9	12	15	32	3 1/2	3 1/2	3 1/2	6	
II-2	19	24	29	49	9	12	15	26	3 1/2	3 1/2	4	6	
<b>&lt;ケースC&gt;</b>													
I-1	33	41	51	105	24	29	35	63	8 1/2	8 1/2	7 1/2	7 1/2	
I-2	33	40	46	72	24	28	31	43	8 1/2	8 1/2	7 1/2	8	
II-1	33	40	45	71	24	28	31	42	8 1/2	8 1/2	8	8	
II-2	33	40	45	57	24	28	31	34	8 1/2	9	8	7 1/2	
<b>&lt;ケースC'&gt;</b>													
I-1	43	52	63	116	33	40	47	73	12	11 1/2	10	9	
I-2	43	51	57	80	33	39	43	50	12	12	10 1/2	9 1/2	
II-1	43	51	56	78	33	39	42	50	12	12	10 1/2	9 1/2	
II-2	43	51	56	63	33	39	42	40	12	12	11	9	

[ 各ケースごとのシミュレーション結果 ] ※ 経済前提Ⅱ-1の場合は、P5及びP17～P20参照  
 (経済前提: I-1)

< 現行制度 >

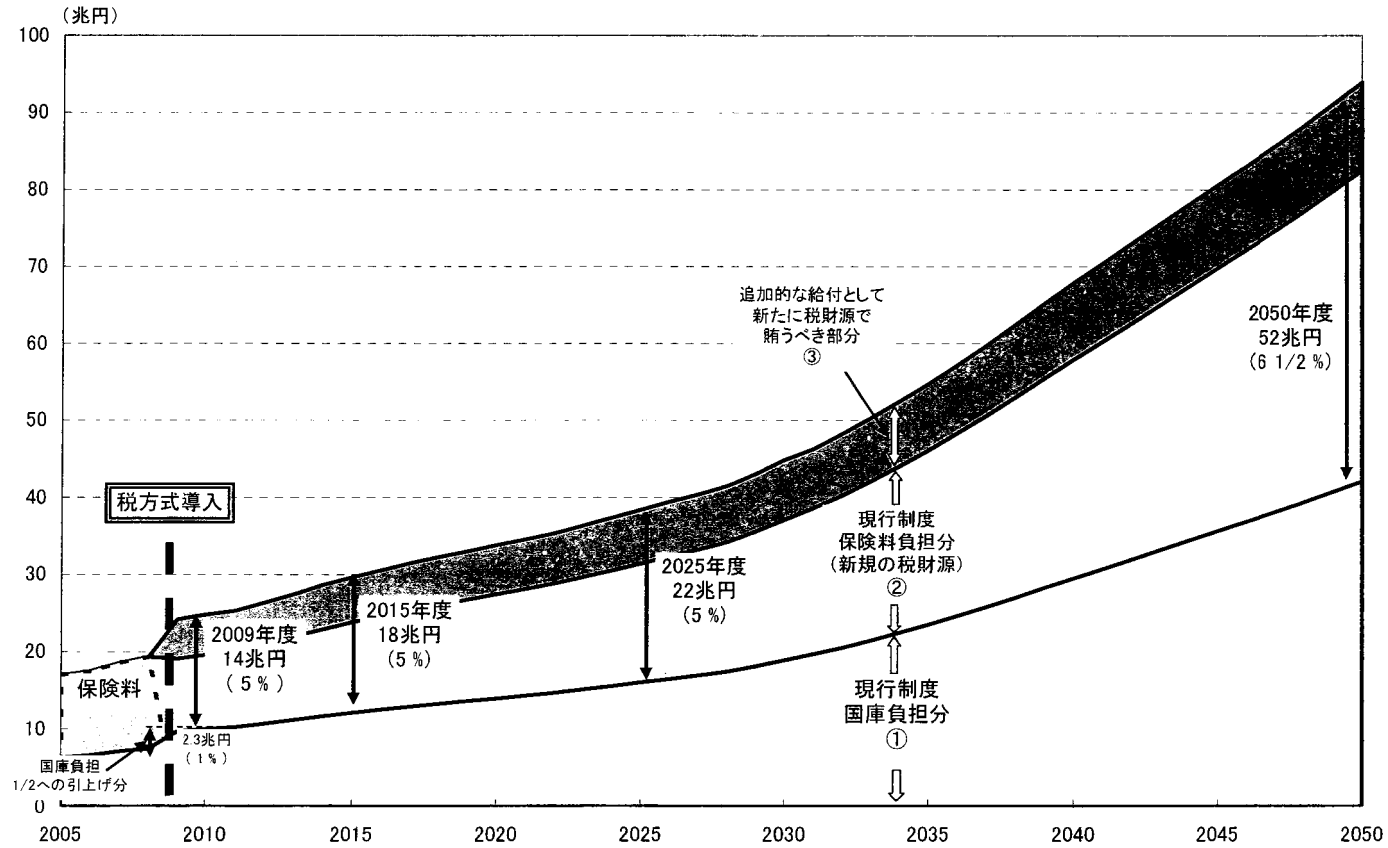


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	24	12	12	3	4	4	1	1
2025	31	16	15	3	5	5	1	1
2050	83	42	40	9	14	14	2	2

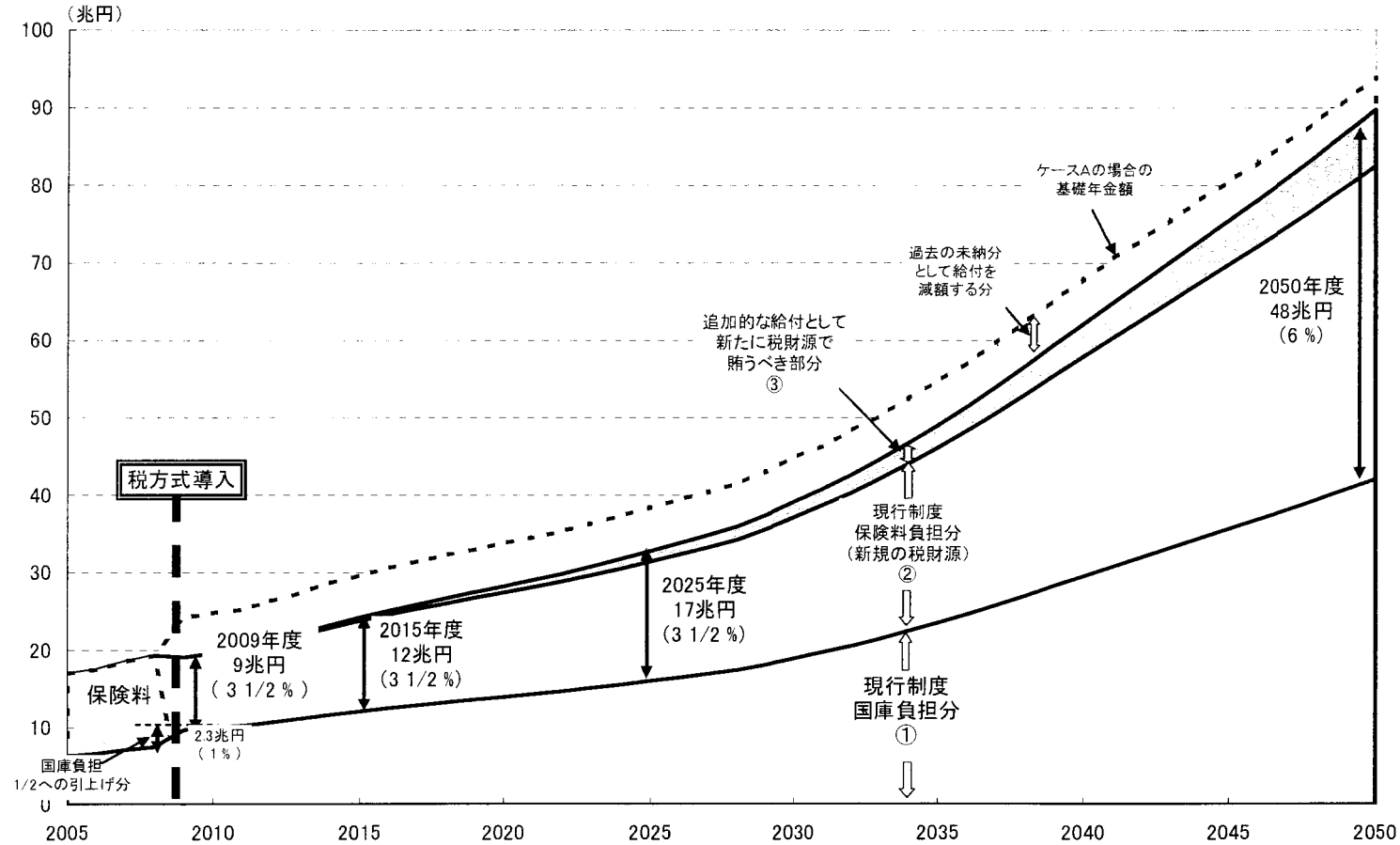
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



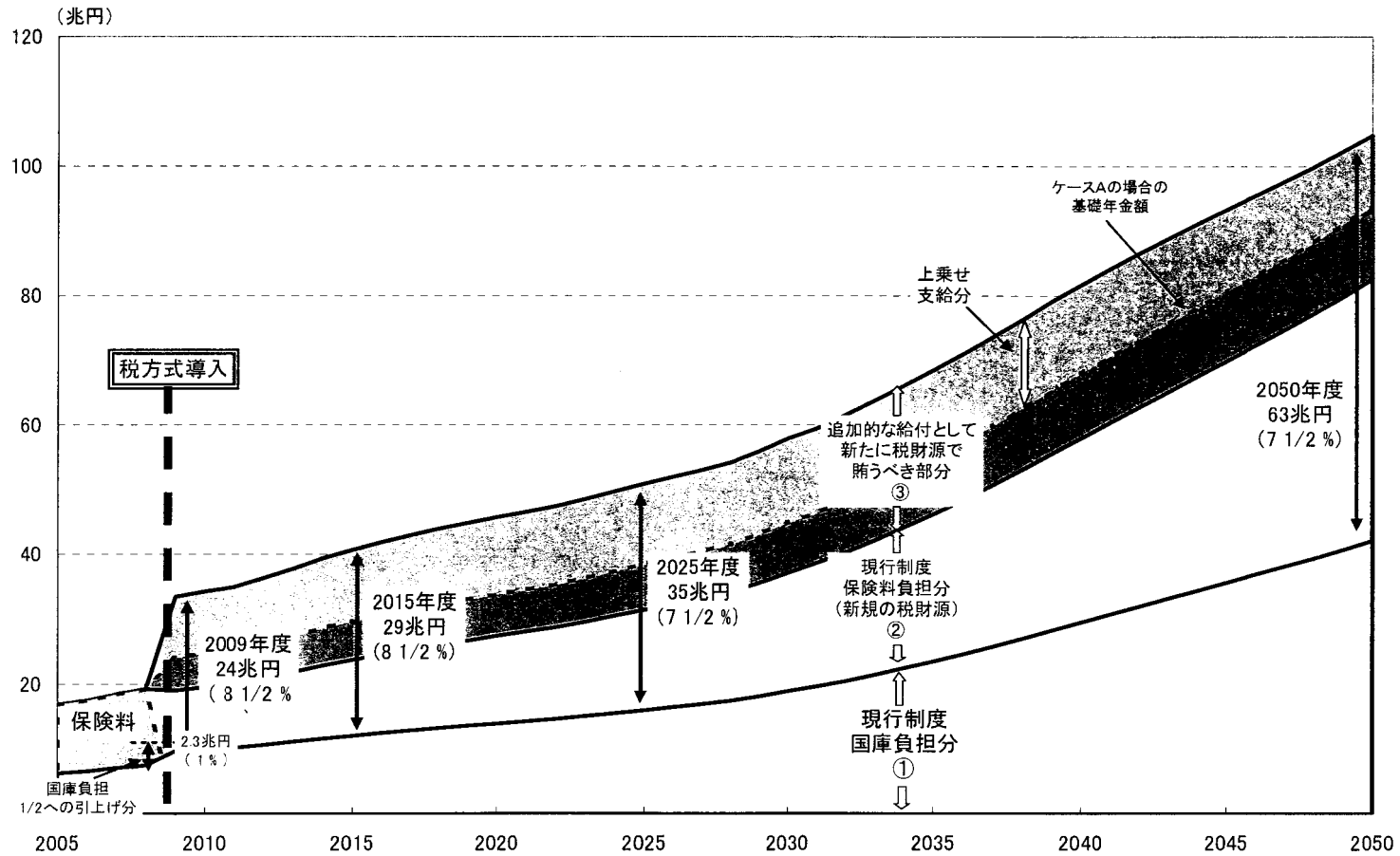
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	30	12	12	6	18	5
2025	38	16	15	7	22	5
2050	94	42	40	11	52	6 1/2

## <税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



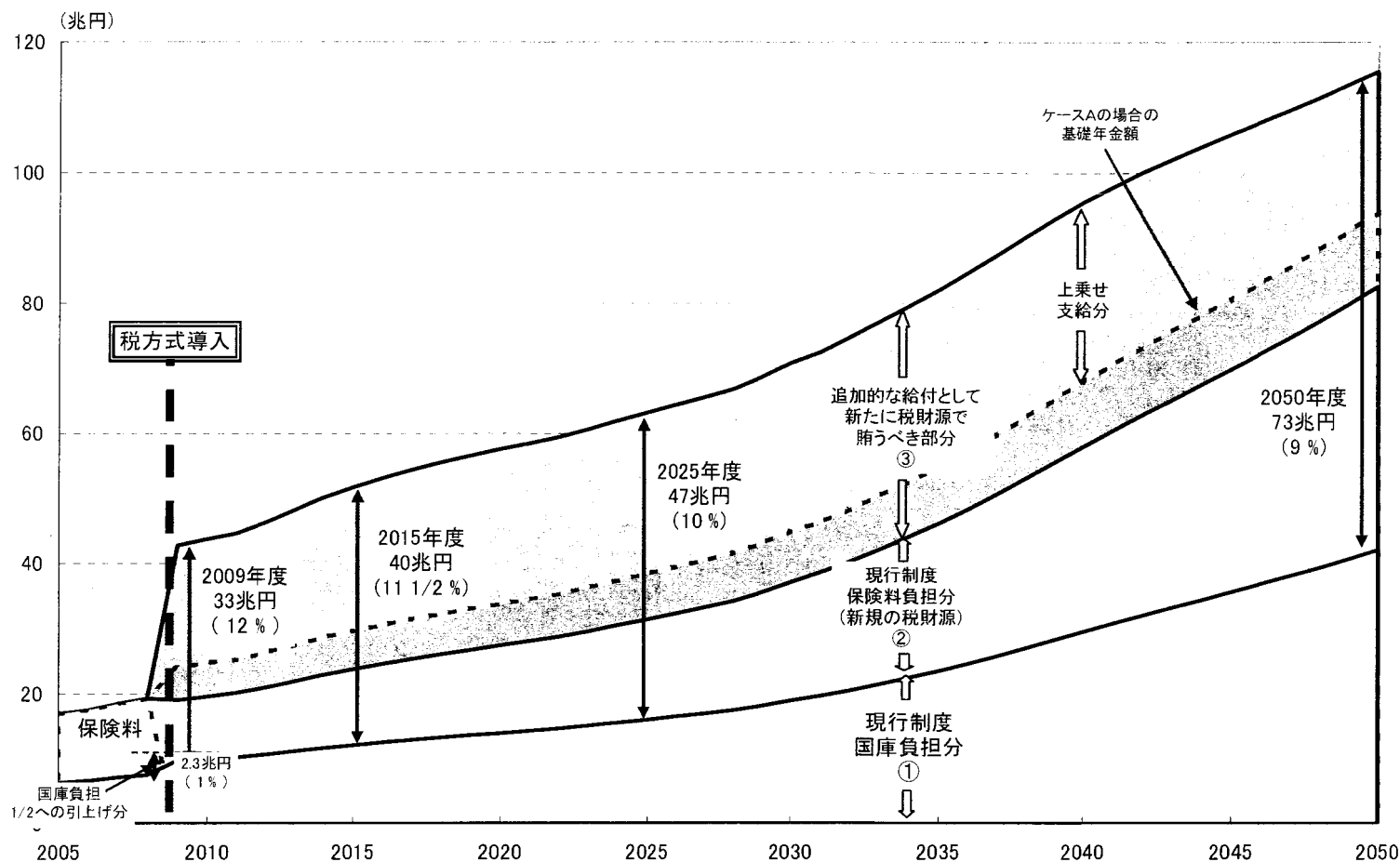
年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	過去の未納分 として給付を 減額する分 兆円
						%	
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	33	16	15	1	17	3 1/2	▲ 6
2050	90	42	40	7	48	6	▲ 4

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算		上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	%	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9	
2015	41	12	12	17	29	8 1/2	11	
2025	51	16	15	19	35	7 1/2	12	
2050	105	42	40	22	63	7 1/2	11	

＜税方式ケースC＞ 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付

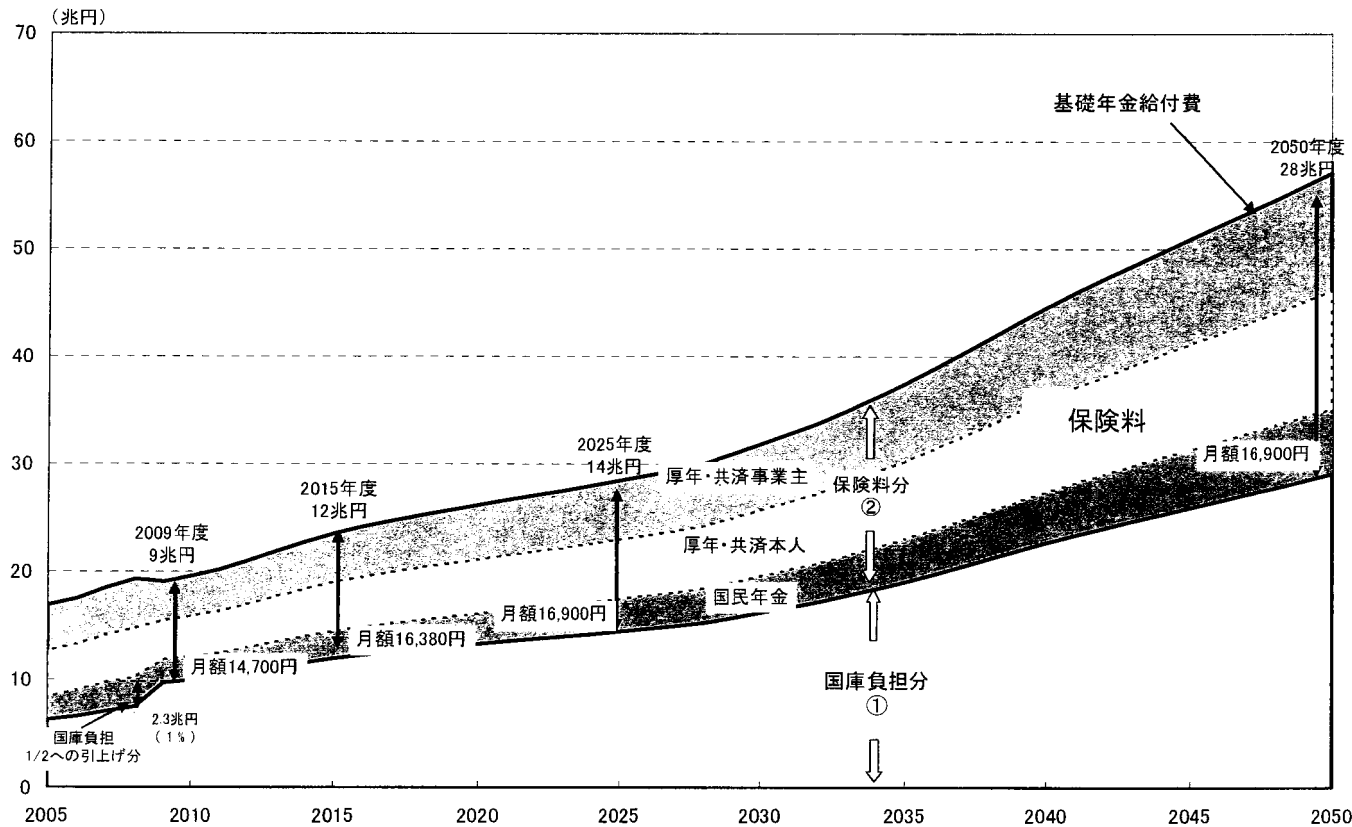


年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
						%	
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	52	12	12	28	40	11 1/2	22
2025	63	16	15	32	47	10	25
2050	116	42	40	33	73	9	22



(経済前提: I-2)

< 現行制度 >

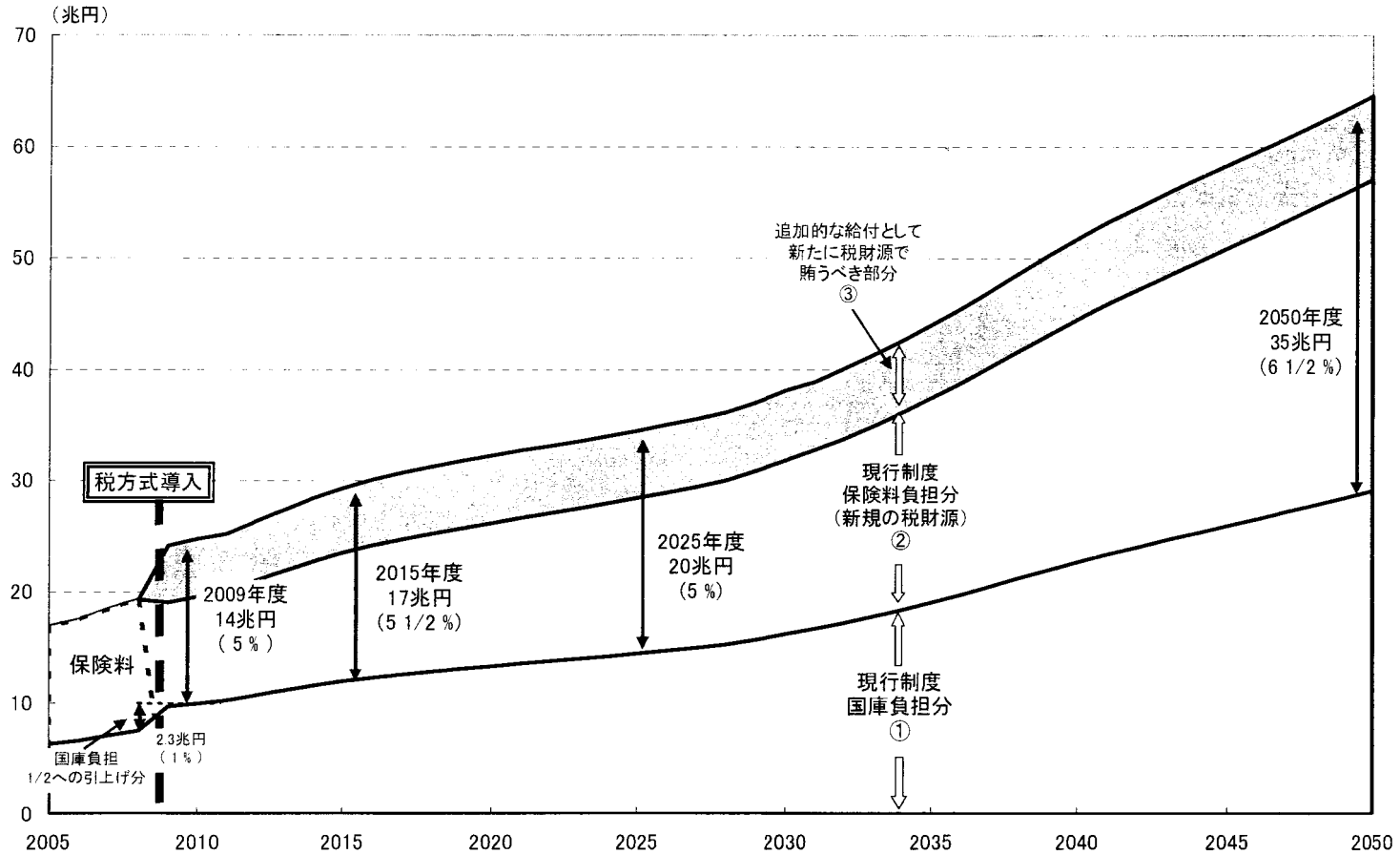


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金 給付費 ①+②	国庫負担 ①	保険料 ②	国民年金分	厚生年金分		共済組合分	
					事業主	本人	事業主	本人
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2009	19	10	9	2	3	3	0	0
2015	24	12	12	3	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	57	29	28	6	10	10	1	1

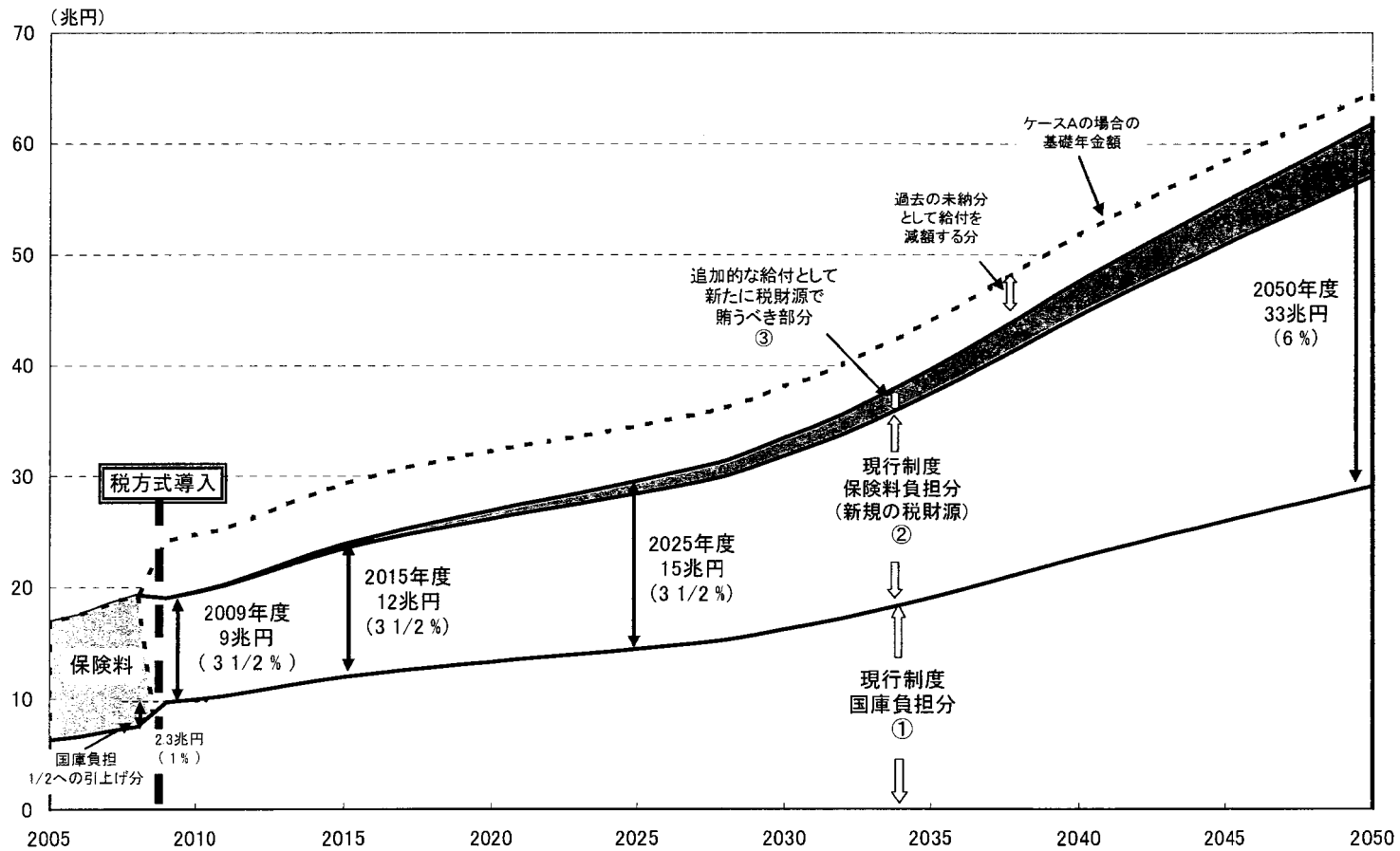
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

### <税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



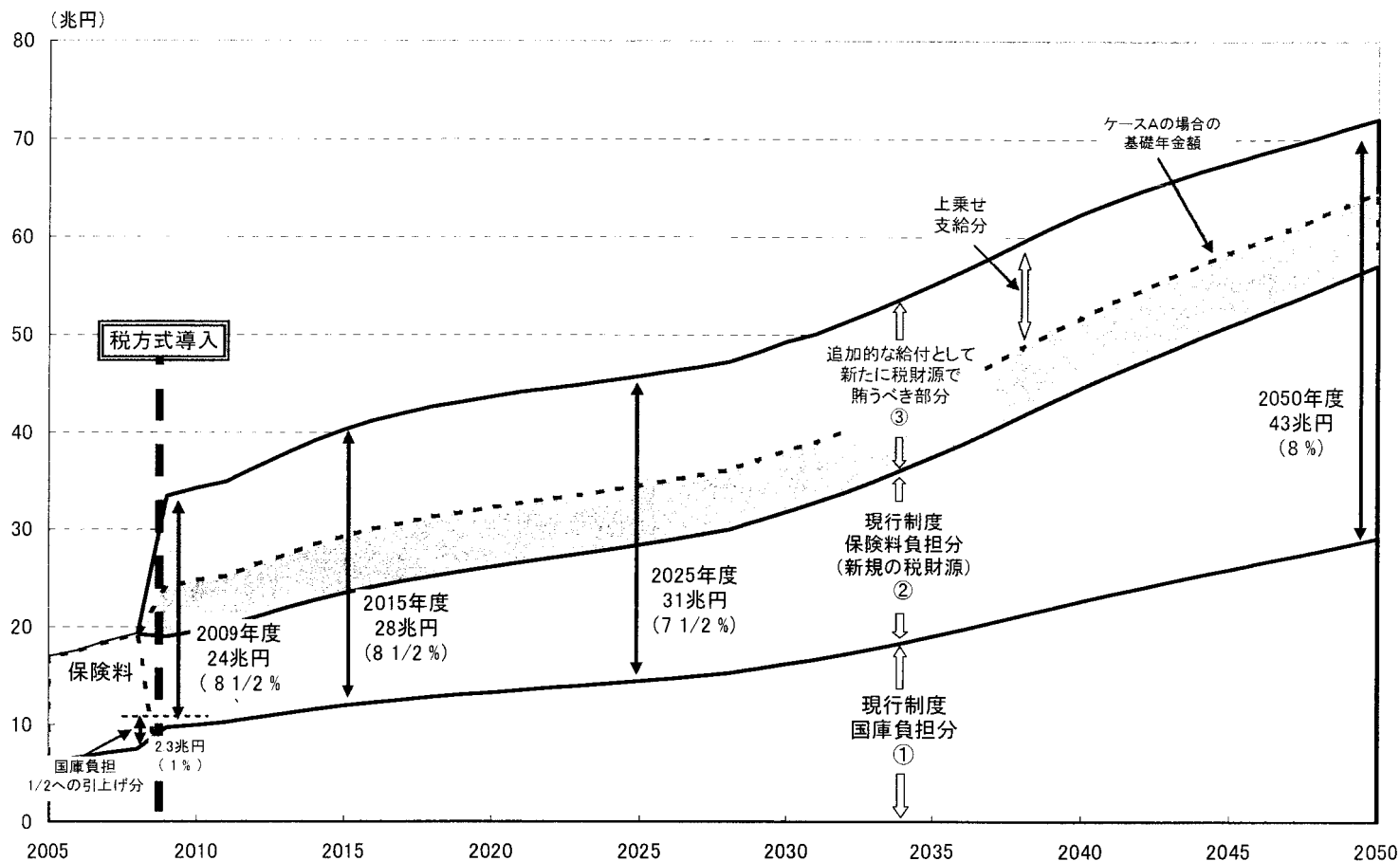
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	29	12	12	6	17	5 1/2
2025	35	14	14	6	20	5
2050	65	29	28	8	35	6 1/2

## <税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③		過去の未納分 として給付を 減額する分
					兆円	消費税率換算 %	
2009	兆円 19	兆円 10	兆円 9	兆円 0	兆円 9	3 1/2	兆円 ▲ 5
2015	兆円 24	兆円 12	兆円 12	兆円 0	兆円 12	3 1/2	兆円 ▲ 5
2025	兆円 30	兆円 14	兆円 14	兆円 1	兆円 15	3 1/2	兆円 ▲ 5
2050	兆円 62	兆円 29	兆円 28	兆円 5	兆円 33	6	兆円 ▲ 3

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算	上乗せ 支給分 (再掲)
						兆円	
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9
2015	40	12	12	17	28	8 1/2	11
2025	46	14	14	17	31	7 1/2	11
2050	72	29	28	15	43	8	7